



日弁連活動に対する会員の無関心化は進行しているか

馬場, 健一

(Citation)

21世紀司法への提言:287-309

(Issue Date)

1998-11

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008178>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



第18章

日弁連活動に対する会員の 無関心化は進行しているか ——総会出席率の変遷から

神戸大学助教授 馬場健一

一 弁護士団体の政治社会学

近年いわゆる司法改革をめぐり、弁護士集団内部での対立が顕在化しているといわれる。実際、司法試験合格者増問題や司法修習期間短縮問題にかかわる日弁連総会議案の採決において、3割から4割近くもの反対票が出るという前例のない事態が生じている¹⁾が、こうした事態からはたして日本の弁護士団体は現在組織的な危機にあるとってよいのであろうか。またこの先弁護士数の増加が予想されるが、それは日弁連組織のありようにどのような影響を与えうるのであろうか。今後、しばしば弁護士会活動（会務）に熱心な弁護士からきかれるような、会務や公益活動に積極的に携わろうとしない「無関心層」が増大していくのであろうか。そもそも現在、こうした無関心層はどのような実態を持つものなのであろうか。いったい、会務に熱心な弁護士とそうでない弁護士というように二分されうるものなのであろうか。弁護士会の活動はどのように会員から正統性を調達しているのであろうか。弁護士会内の意思形成過程の特質はどのようなものであろうか。また戦後50年

の日弁連の歴史を通じ、弁護士の数も設立当初の5800名ほどから16000名あまりへと3倍弱へと増加し、弁護士活動も徐々に多様化しつつあるといわれる中で、これらもろもろはどのように変遷し、あるいはまた同一の基調音を維持し続けてきたのであろうか。

こうした弁護士団体にかかわる問題設定を試みたとき、印象論や経験談を越えた実証的基礎をもった論証や分析の蓄積が、意外なほど少ないことに気づかされる。もちろん日弁連はじめ各種弁護士団体の歴史的経験や機構改革の流れ、時代ごとのその対内・対外活動の記録、現在の弁護士団体がかかえる課題の分析などには事欠かず、そうしたものの中には、当の弁護士自身の筆による冷静な洞察と自省を含んだ著作も少なくない²⁾。しかしそれらも、前記のような問題設定に対して一定の示唆を与えてくれはするものの、必ずしも十分な解答をもたらしてくれるものとはいえない。他方日本の社会科学なかんづく法社会学の側も、弁護士研究には多様で豊富な蓄積を持つものの、このような弁護士集団、専門職団体としての弁護士組織の政治社会学的な実証的研究は、十分進んでいるとはいえないのが実状ではなかろうか³⁾。

弁護士集団内部でのポリティックスや組織改革、また各種 이슈をめぐっての弁護士団体の対外的な運動の推移などを社会科学の目でとらえることは、社会的に重要な専門家集団の組織行動がより広い政治過程、社会過程の中で持つ意味を同定する意義をもつ。さらにそれが弁護士という法の担い手である場合、当然ながら法社会学的な問題関心とも接点を有する。たとえば出発点において必ずしも「近代的」とはいえなかった弁護士団体のありよりの、戦後50年間に及ぶ歴史の中での変化は、古典的な近代化テーゼから近年の法化論にまで及ぶ戦後日本社会における法と社会変動という基本問題に、なにがしかの示唆をもたらす可能性はないであろうか。弁護士会のアジェンダ設定やその運動の経緯をより広い社会的文脈の中で考察する場合も同様に、たとえばそれを政治的力関係や社会状況といった要因に還元するだけでなく、法の自立化＝法的コミュニケーションの分離の度合いといった側面も加味して再解釈し吟味することが可能なのではないだろうか⁴⁾。弁護士集団の対内的・対外的行動や言説をマクロ、ミクロなポリティックスとして分

析することから、「法的専門性」や「プロフェッション性」などの観念が、政治闘争や広く社会的相互作用の中で形成・維持される様相をも明らかにしようのではないか⁵⁾。

もちろんこうした各種可能性を広く展開することは、筆者一人がここでなしうるところではありえない。以下ではそうした展望を後背に維持しつつ、断片的なデータに依拠して限定的な議論を提出しようのみである。それにより、これらの可能性のささやかな一端でも呈示することができたならば、本小論の目標は達せられたことになる。

二 問題設定

本稿では関心の焦点を、この半世紀の間に日弁連という弁護士団体は個人会員との間に距離を広げてきたのか、換言すれば会務に対する無関心層が弁護士集団の中で増大しているかどうか、日弁連は会員を結集させる力（凝集力）を一般的に低減させてきたといえるのかどうか、という単純な問題に置いてみたい。これは日弁連と個人会員との関係は歴史的にどのように推移してきたのかという問題設定の一コララリ——それもかなり基本的なそれ——であるといってよいと思われる。そして何らかのかたちでそうした問題の推移のありようを同定しえたとしたら、次にはそれをどのように解釈、理解したらよいのかという評価的側面にもここでは一定踏み込んでみたい。

会員離れという現象は、日弁連が現在すでに抱える問題であるとしばしば語られる。強制加入団体であるから登録して会費だけは納めるものの、一切の会務や公益活動に関わらない消極層が実は多数おり、往々にして不祥事をおこす弁護士はそうした者であることが多いとか、一見弁護士会内部で激しい意見対立があるように見えながら、実はそれは少数の熱心な弁護士による会運営の路線をめぐるヘゲモニー争いにすぎず、そのまわりには膨大な無関心層が取り巻いているのが実状だといわれたりする。そしてこうした無関心層の存在する原因が、あるいは独立自営の弁護士業務の本質に求められたり、会員の側の世代の変化や弁護士活動の多様化に帰せられたり、逆に日弁連の「官僚機構化」や「非民主性」が会員に疎外感を与えていることが強調

されたりもする。その一方で「弁護士集団が一丸となって」悪法制定阻止等のために闘った輝かしい過去が語られ、それとの対比で現状が慨嘆されたりもする。こうした語りのもつ意味と射程を同定するためにも、通時的な実証的データや指標を対置することを試みることも、あながち意味のないことでもないであろう。

また、弁護士の人口増が現実化しつつある状況の中で、会務に対する無関心化の進行はこれからさらに深刻化することになるのではないかという危惧もしばしば示される。弁護士増は弁護士間の競争激化を招来し、それがそのモラルや使命の認識の低下をもたらす、したがって公共活動をその任務の重要な一環とする弁護士団体への帰属意識の弱体化も当然に進む、というしばしば語られる単線的な図式の当否はともあれ、一般的に組織構成員の人口が増加すれば、組織の意思決定は困難になるとはいえる。仮に弁護士数が現在の倍になれば、日弁連組織のありようや会と会員との関係にも何らかの大きな変化が生じることは不可避であろう。それがどのようなものになるかは容易に予想しえないものの、会員数が3倍ほどに増え、組織的にも様々な変容を経てきた過去約50年の日弁連の経験をふまえておくことは、たとえそれが本稿におけるような無関心化の進行いかんという限られた議論であれ、新しい時代を踏み出すにあたって十分意義のあることであろう。

実際、仮にこれまでの歴史の中で、無関心化の進行がみられるとしたら、専門職団体としての弁護士会、日弁連にとって致命的なことにつながりかねない。それは強制加入団体としての日弁連の直接間接の正統性の低下を意味し、組織の決定に会員の総意が反映されておらず、組織運営が民主的なものでないとの認識につながる。そしてそれがさらなる会員離れを帰結するという悪循環につながる可能性もある。その行き着く先が強制加入制自体に対する疑念の顕在化ということもありえよう。だからといって逆に無関心化の進行の下で組織が会員の総意を汲もうとしても、それは容易なことではないであろう。また組織の正統性の低下は、対外的に各種の社会運動や政治行動を展開するにあたって、内部での意思統一や資源の調達を困難にし、同時に対外的な交渉力や説得力、宣伝力の低下をも招くであろう。このように無関心化の進行は、組織の機能不全と相関するのであって、それ自体考察の対象

に値するとともに、日弁連の機構改革を論じるにあたって、それが上滑りになったり、思わぬ副作用を生じさせることになったりしないよう、視野に入れておくべき問題でもあるように思われる。

三 方法

ところで日弁連活動に対する無関心層が会員間に増えているかどうかは、どうして判定したらよいのであろうか。そのような変化をはかる説得力のある実証的指標や調査方法はあるのであろうか。本稿ではとりあえず、1950年から97年までの日弁連総会への出席状況の変遷を手がかりにこの問題を考えてみたい。総会への出席率の増減が会員の凝集力の変化を映しているのではないかと考えるわけである⁶⁾。もちろんこの出席率が実際に、無関心層の変動といったより一般的な状況を測定する信頼に足る指標たりえているかどうかは、それ自体慎重な考察を必要とする。出席率などというものは当然ながら多様な要因によって規定されているのであって、例えば総会ごとの事案の差異、日時、開催場所、年間の開催頻度、果ては時代ごとの交通手段の発達程度や弁護士集団の経済状態といったものによっても、左右されうるものであろう。しかしこうしたノイズを承認した上で、なお総会出席率と一般的な会員の日弁連活動に対する関心度・関与度とは何らかの関連がありうるのではないかと考えることは、とりあえず考察の出発点としては不自然ではないであろう。要はこうしたデータを仮説検証のための指標として固定的に考えるのではなく、そのデータの変動自体を他の情報と併せて解釈の対象として吟味し、「無関心層の増大」という問題設定自体をそこに動的につきあわせることで、なにがいろいろのかを慎重に見極めていけばよいのではなからうか。そしてこのようにして得られた暫定的な結論を、将来のさらなる別のデータや視角との突き合わせによる検証に開いておくことで、議論の端緒としてはよしとしたい。

日弁連総会は弁護士法で定められた日弁連の最高議決機関である⁷⁾。さらにそれは会員であれば誰でも参加し、議論し、投票できる直接民主制制度であり、一般の弁護士が誰でも日弁連運営に直接に関与できる重要な機会であ

る。それはまさに戦後獲得された弁護士自治が具現化されたものであり、弁護士団体の「民主的」性格の象徴でもあろう。実際の総会運営には弁護士自身からの各種の批判がある⁸⁾にしても、それは曲がりなりにも半世紀の間維持され、そこではしばしば白熱した議論が交わされ、そのありようが社会的関心と呼び、実際に重要な決定がそこで行われてきたものでもある。とすれば特に会務に熱心な弁護士であればあるほど、この総会のありように例えば官僚司法の「非民主的」運営との差異を認め、それを自己の職業の矜持の基盤のひとつとしているとしてもそれほど不自然ではないであろう。総会にそこまで強い意義まで前提せずとも、日常的には独立自営の職務形態にある

弁護士にとって、総会が同業との集いの場として、また自らの職業的・集团的アイデンティティと誇りとを確認する場、さらに日弁連という組織を介した一種の非日常的な儀礼の場として機能しているということも考えられよう。それは定例の事案を処理し、各種式典や懇親会などのルーティンが平穩裏に举行される場合において然りであり、また重要事案・対決事案をかかえて議論が紛糾しヤジが激しく飛び交う白熱総会においておそろくなおいっそう然りであろう。日弁連総会のこうした特質に照らしたとき、そこへの参加態様の変遷を軸に日弁連への帰属意識について論じることは、十分合理性のあることと考える⁹⁾。

以下、まず過去の総会の参加率とその変遷について定量的検討を行う。ここでは確かに「無関心化の進行」ともいいうるような一定の傾向が析出できることが示されるが、その具体的ありようは必ずしも単純なものではないことも同時に明らかにされるであろう。次にそこでえられた知見をどのように理解、解釈すべきかを簡単に考察し、これら法社会学的検討からえられる暫定的結論や若干の示唆などに触れるというかたちで論を進めていきたい。

なお本来ならば以下で行うような定量的検討に加えて、時代ごとの総会の運営の実際やその時々課題、さらに社会変化の中での日弁連自体のありようの変遷といった、より広い文脈にまで踏み込んだ個別具体的な定性的検討も行うべきであろうが、本稿ではそれらに関しては分析方法の選択や結果の解釈等を通じて間接的にかつ簡単に論じえたにとどまる。こうした点に関して十分に展開することは別稿の課題としたい。

四 日弁連総会の出席率の変遷

日弁連総会には年に一度、5月に東京とそれ以外の地とで交代で行われる定期総会と、必要に応じて東京のみで開催される臨時総会とがある。これらにおける本人出席数と委任状出席数は記録をもとに知ることができるし、各総会開催年次の登録会員総数もわかっているから、ここから総会ごとの本人出席率、委任状出席率、本人と委任状を合わせた総出席率、さらに本人出席一人当たりの委任状数といったものを容易に算出することができる¹⁰⁾。

第1回の定期総会が開催された1950年から現在(98年3月)までに行われた総会数は下の表のとおりで、計81回の多数にわたる¹¹⁾。なお90年代は97年までにすでに臨時総会が10回も開かれており、従来の倍の頻度である。近年弁護士団体に突きつけられた課題の多さ、複雑さを反映しているというべきであろう。

表 日弁連総会開催回数

	定期総会数	臨時総会数	計
50年代	10	5	15
60年代	10	6	16
70年代	11	6	17
80年代	10	5	15
90年代*	8	10	18
計	49	32	81

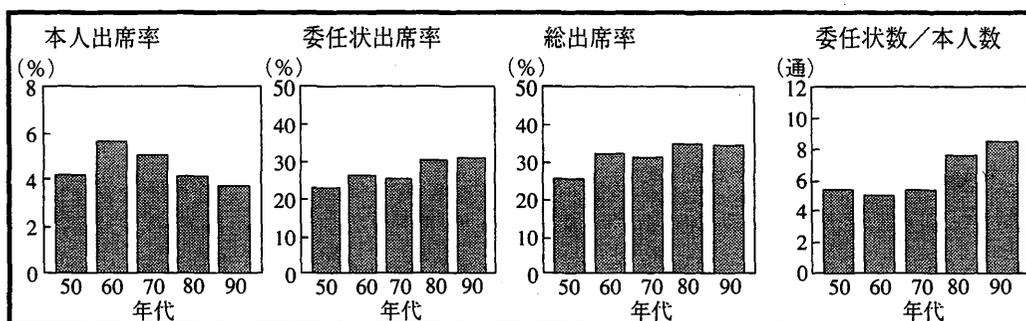
* 98年3月まで

こうした総会の出席率その他を個々に算出してみると、同時期のものであっても変動がかなり大きく、長期的傾向があるかどうかはつかみにくい。そこで手始めに雑な方法であることを承知の上で、10年ごとの全体の平均値を機械的に算出してみた¹²⁾。表1、グラフ1がその結果である。50年代においては直接出席率も委任状出席率も低い。これはすぐ後で見ると定期総会、臨時総会を問わず見られる一般的傾向であるように思われる。弁護士人

表1 総会参加者数・出席率（全体平均）

	本人出席数 (人)	委任状出席数 (人)	個人会員出席総計 (人)	平均 弁護士数 (人)	本人出席率 (%)	委任状出席率 (%)	総出席率 (%)	委任状数 /本人数 (通)
50年代	274.4	1334.8	1582.2	5984.2	4.13	22.31	26.44	5.40
60年代	410.5	1944.4	2354.9	7329.8	5.60	26.53	32.13	4.74
70年代	512.8	2675.9	3188.7	10212.3	5.02	26.20	31.22	5.22
80年代	520.3	3873.7	4394.0	12716.5	4.09	30.46	34.55	7.45
90年代	557.5	4628.8	5186.3	15090.9	3.69	30.67	34.37	8.30

グラフ1 総会出席率（全体平均）



口も少数であり、また戦後念願の完全自治を獲得した弁護士組織の草創期でもあった時期としては意外な感じを受けないでもないが、このことはよくいわれるように有力メンバーを中心に少数で運営されてきたこの時期の日弁連のありようを反映しているのであろう¹³⁾。次の60年代には本人出席率が急激に上がる。これもやはりすぐ後に見るように定期総会、臨時総会を問わない一般的傾向であり、ここには臨司問題等といった時代状況があるとともに、こうしたそれまでの「長老支配」に対抗した戦後新世代の台頭と意気込みのあらわれであるといえるかもしれない¹⁴⁾。本人出席^率に関してはしかしそれ以降90年代にいたるまで一貫して減少しつつあり、これとは逆に委任状参加率が漸増、その結果総出席率は60年代以降30%台前半を維持しつつ微増というところであろうか。実数でも平均本人出席者数は、70年代以降500人台から伸び悩んでいるように思われる。ちなみに先に見たとおり90年代だけは臨時総会の開催数が多いが、それによって80年代と比べて著しい差異がもた

らされているようにはここからは思われない。

ここで見るかぎり日弁連総会は60年代以降この40年近くの間、会員増にもかかわらず、平均的にいって全会員の3分の1の直接間接の参加を確保し続けてきたことになる。しかしその中で委任状出席者の比率の相対的增加、すなわち参加形態の間接化ともいいうるような傾向がここからうかがえる。表1からわかるとおり、直接参加者一人当たりの委任状の数は、6、70年代の5通前後から最近では8通を優に越えるに至っている。

しかしここから一足飛びに、総会に対する会員の無関心化や日弁連に対する帰属意識の希薄化が進行していると断定するのは若干性急すぎるかもしれない。総会の中には重要事案を抱えて多数の参加を得る白熱型がある一方で、内容上それほどの対立や論争を呼ばない事案しか扱わず平穩裏に進行し、従ってそれほどの会員を結集しないものもある。仮に前者の型の総会が最近減っており、逆に後者がたまたま増えているというような事情でもあれば、全体の平均値をとれば参加率は下がりうるであろう。しかしそうした参加率の低下は事案の性質に帰すべきものであって、これをもって会員の無関心化の進行の指標とすることは誤りであろう。こうした可能性も考えてみると、もう少し総会の内容や類型に即した検討が必要であるように思われる。

すべての総会をいきなりこのように白熱型と平穩型に二分するのも手であるが、ここでは行論の見通しをよくするため、若干迂遠な道を取り、まずは定期総会と臨時総会という形式的だが基本的な類型ごとに検討を進めることにする。一般的にいって定期総会は恒例行事であってルーティン的な側面が強く、臨時総会は特段の事情があって開かれるもので事件性を帯びる。仮に二種の総会に異なる傾向が生じているならば、それは事態の立体的把握の鍵を提供してくれることになるかもしれない。

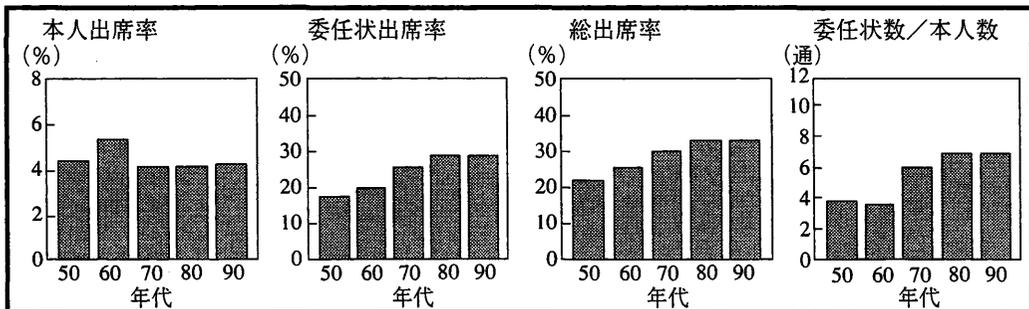
まず定期総会の参加者数と参加率の10年ごとの平均値を算出してみた。表2、グラフ2がその結果である。

先ほどの全体平均とよく似た傾向を示しているようにもみえるが、細かく見ると差異もあるように思われる。まず直接出席率に関しては、60年代に確かに一時的に上昇するが、その後漸減していくというよりは人口増にもかかわらず比較的コンスタントに同一比率（4%強）を維持している。すなわち

表2 総会参加者数・出席率（定期総会平均）

	本人出席数 (人)	委任状出席数 (人)	個人会員出席総計 (人)	平均 弁護士数 (人)	本人出席率 (%)	委任状出席率 (%)	総出席率 (%)	委任状数 /本人数 (通)
50年代	270.5	995.2	1265.7	5984.2	4.52	16.63	21.15	3.68
60年代	394.5	1377.4	1771.9	7329.8	5.38	18.79	24.17	3.49
70年代	426.3	2490.6	2916.9	10212.3	4.17	24.39	28.56	5.84
80年代	528.2	3502.8	4031.0	12716.5	4.15	27.55	31.70	6.63
90年代	631.5	4144.4	4775.9	15090.9	4.19	27.46	31.65	6.56

グラフ2 総会出席率（定期総会平均）



実数でいえばコンスタントに増え続けているわけである。他方委任状による出席率は単調に増加しており、この両者を加えた総出席率も同様に単調増加である。こうした増加傾向は、先の総会全体のそれより顕著なもののように思われる。なお、以上から当然ながら本人出席に比した委任状出席の割合も増加傾向である。なおこれら各種比率は、80年代と90年代でほとんど差がみられず、ほとんど同一なものも興味深い。

加えて実は、こうした平均値からだけでは見えない特色もある。それは個々の定期総会の出席率のばらつきが、近年よりも過去の方が大きいことである。個々の数値は煩瑣になるので略すが、本人出席率について十年ごとにまとめて標準偏差をとってみると、50年代は0.85とやや低いが、60年代1.3、70年代1.3と上がり、これが80年代は0.54、90年代は0.84と下がる。委任状出席率についてはさらにわかりやすいかたちであらわれている。6、70年代の20年間の定期総会においては、委任状出席率が10%以下だったものが1

回、10%台12回、20%台4回、30%台3回、40%台1回だったのに対し、80年代以降はこれが、20%台15回、30%台3回でそれ以上も以下もなくなるのである¹⁵⁾。委任状出席率の標準偏差を取ると、50年代6.8、60年代6.8、70年代7.8、80年代3.1、90年代1.8となりこのことがはっきり示される¹⁶⁾。これは過去の定期総会が、扱った事案によって直接参加者、委任状参加者に多寡のあるものだったのに対し、近年のそれは例外的に高い参加率を得るものもないかわりにその逆もなく、事案のいかに関わらず安定した参加を確保するものへと変容していることを示しているように思われる。なお、この変容の原因と意味については後に検討していきたい。

要約すれば、定期総会に関しては直接出席率はこの30年ほどの間下がっておらず、委任状出席率や総出席率は増加している。さらにまたこれら出席率は近年は過去よりも安定的である。確かに60年代に直接出席率が高かったことはあるが、全体としてみた場合、とりあえずは近年の定期総会から会員の足が以前より遠のいているとは必ずしもいいがたく、会員増や組織の肥大化という事態にもかかわらず、出席率はよく維持され伸長してきているのである。

では次に臨時総会について見てみる。10年ごとの平均値は、表3、グラフ3のとおりである。定期総会とはかなり様相を異にしたものがあらわれているように思われる。

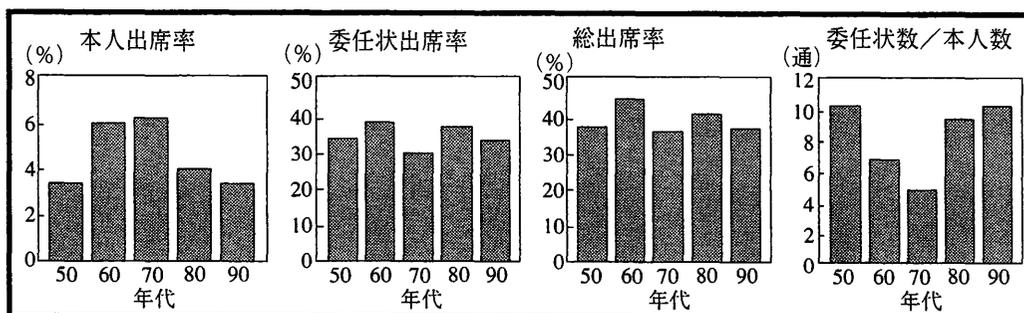
本人出席率については、50年代がやはり低いほか、6、70年代と8、90年代とを比較してみるとかなり対照的な変化がある。単に比率が6%ほどから3~4%に落ち込むばかりでなく、人口増にもかかわらず実数においても80年代以降は70年代に及ばない。また先の表2と比較すると、6、70年代では臨時総会の方が定期総会より平均して多くの直接出席者を得ているのに対して、8、90年代では逆に定期総会の方がより多くの会員を集めている。こうした6、70年代の臨時総会の活発さ、直接出席者の多さは、本人出席と委任状出席の比がこの時期下がっていることから読みとれるであろう。他方委任状出席率と総出席率それ自体については、60年代が高く逆に興味深いことに70年代が低いなどの特徴が見られるが、通時的な傾向性といったほどのものは読みとりがたい。

こうした数字の変化からは、6、70年代と比べて近年臨時総会への直接の

表3 総会参加者数・出席率（臨時総会平均）

	本人出席数 (人)	委任状出席数 (人)	個人会員 出席総計 (人)	平均 弁護士数 (人)	本人出席率 (%)	委任状出席率 (%)	総出席率 (%)	委任状数 /本人数 (通)
50年代	201.2	2014.0	2215.2	5984.2	3.36	33.66	37.02	10.01
60年代	437.2	2889.3	3326.5	7329.8	5.96	39.42	45.38	6.61
70年代	630.5	2975.5	3606.0	10212.3	6.17	29.14	35.31	4.72
80年代	504.4	4615.4	5119.8	12716.5	3.97	36.29	40.26	9.15
90年代	498.3	5016.4	5514.7	15090.9	3.30	33.24	36.54	10.07

グラフ3 総会出席率（臨時総会平均）



参加率の減少傾向、参加の間接化傾向といったものが強く進んでいるようにもみえる。こうした結果には、政治の季節の中で臨司、司法の独立、弁護士の法廷活動の制約等をめぐり、弁護士集団が在野精神に立脚しつつ比較的結束しながら熱い議論を交わした6、70年代の臨時総会のありようと、弁護士広告、外弁問題、司法試験合格者増、司法修習期間短縮など、どちらかといえば内向きで、内部的にも対立を抱えた苦しい選択を迫られる近年の臨時総会のありよとの差異が反映されていると思わず結論づけたくなくところである。最近では、弁護士たちはかつてほどの情熱を持って臨時総会に臨むことができず、これが臨時総会のこうした参加率の低下と間接化とにつながっていると断定したい誘惑に駆られる。

しかしここでもこうした単純な平均値だけで推論を進めるのは危険である。そもそもデータの数が少なく異常値に左右されやすいことに加え、以下に見るようにすべての臨時総会がそうした時代を画するような事案を扱ったものばかりというわけでもない。そのためこうした結論を支持するために

は、もう少し細かい具体的な検討を行う必要がある。

臨時総会の実際の進行に着目してみると、先にも触れたいいわゆる白熱型と平穏型に今も昔もかなりはっきりと大きく二分できることに気づく。前者はまさに今述べた、時代を映した対決事案、対立事案を抱えた臨時総会であり、後者はそれほどの議論を呼ばない規約の改正や会費の値上げなどを主に審議するものである。前者には多くの会員が直接間接に結集し非常な熱気を帯び、直接参加率は10%に届かんとし、総出席率も5割6割に達することもあるのに対し、後者の参加は低調であり、時に直接参加率1%台、総参加率も2割を切るといったように極端といえるほど出席者が少ないこともあるなど、この二種の臨時総会はほとんど異質ともいいうるカテゴリーを形成している。(他方先の定期総会には、ここまでの明白な二分法は適用しえないように思われる。)そこで臨時総会をその内容からこのように二分し、それぞれについてこれまでと同じような平均値を出してみたい。こうした分類を行ったにもかかわらずそこに同一の傾向性が見られるのならば、それはこうした総会の性質の差異に関わらない変化が進行していることを示していると考えられるであろうし、反対にこの二分法によってこれらの数字の変化に差異があらわれるのであれば、それはそれで現象理解の深化に資するデータを提供するものとなるであろう。

サンプルの数が減るので、ここでは6、70年代と8、90年代との二つのまとまりで比較することにする。前者の時期には白熱型が7件、平穏型が5件あり、後者の中では白熱型6件、平穏型9件となる。ちなみに白熱型とした臨時総会の開催時期と主要事案は次のとおりである。括弧の中の数字ははじめのものが本人出席率、第二のものが委任状出席率、最後がその和すなわち総出席率である¹⁷⁾。

- 62年11月 法廷秩序維持法問題 (5.66%, 43.55%, 49.21%)
- 64年12月 臨司意見書問題 (8.29%, 43.32%, 51.61%)
- 66年3月 臨司意見書問題 (4.55%, 36.39%, 40.94%)
- 69年7月 司法研修所7月入所問題 (7.22%, 44.26%, 51.47%)
- 70年12月 平賀書簡問題 (7.79%, 36.90%, 44.69%)

71年5月	再任・任官拒否、司法修習生罷免問題	(11.17%, 34.09%, 45.26%)
78年5月	弁護士抜き裁判特例法案問題	(10.97%, 41.96%, 52.93%)
85年12月	外国弁護士問題	(6.69%, 52.80%, 59.49%)
87年1月	外国弁護士問題	(4.24%, 37.03%, 41.27%)
87年3月	広告規制問題	(3.92%, 40.22%, 44.14%)
94年12月	司法試験合格者増問題	(6.17%, 51.80%, 57.97%)
95年11月	司法試験合格者増問題	(4.67%, 52.24%, 56.91%)
97年10月	司法修習期間短縮問題	(5.40%, 59.82%, 65.22%)

計算結果は白熱型臨時総会については表4、グラフ4のとおりであり、平穩型臨時総会については表5、グラフ5のようになる。

二つのグループの間には類似性と相違とがあらわれている。本人出席率はどちらにおいても8、90年代になって減っており、逆に直接出席者一人当たりの委任状数は双方で増えている。ちなみに6、70年代の本人出席率を100とすると、8、90年代のそれは白熱型・平穩型どちらもはしなくも68となり、

表4 総会参加者数・出席率（白熱型臨時総会平均）

	本人出席数 (人)	委任状出席数 (人)	個人会員出席総計 (人)	平均弁護士数 (人)	本人出席率 (%)	委任状出席率 (%)	総出席率 (%)	委任状数/本人数 (通)
6、70年代	694.1	3369.4	4063.5	8771.1	7.91	38.42	46.33	4.85
8、90年代	747.5	7131.2	7878.7	13903.7	5.38	51.29	56.66	9.54

グラフ4 総会出席率（白熱型臨時総会平均）

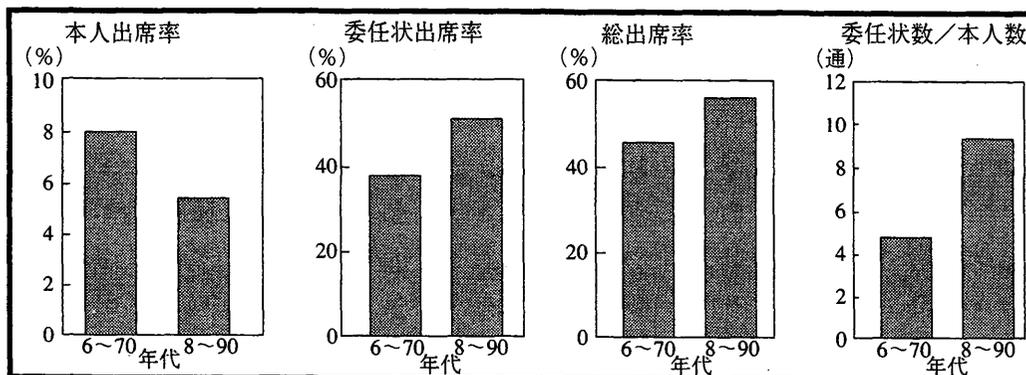
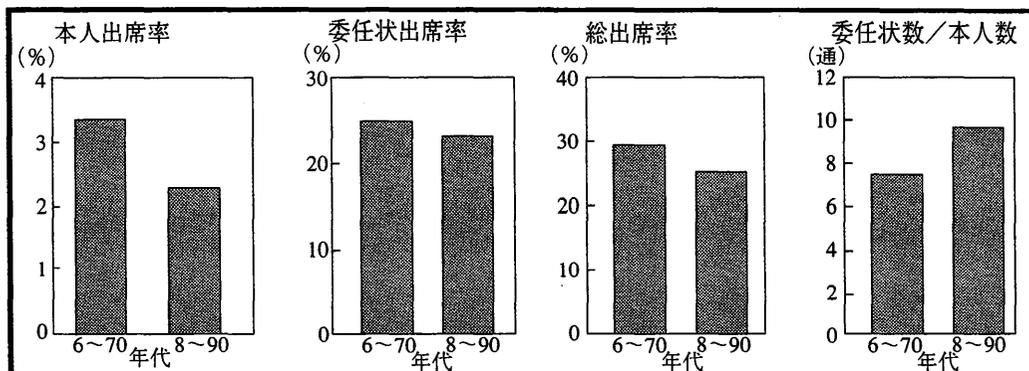


表5 総会参加者数・出席率（平穩型臨時総会平均）

	本人出席数 (人)	委任状出席数 (人)	個人会員出席総計 (人)	平均 弁護士数 (人)	本人出席率 (%)	委任状出席率 (%)	総出席率 (%)	委任状数 /本人数 (通)
6、70年代	309.4	2320.6	2630.0	8771.1	3.53	26.46	29.99	7.50
8、90年代	335.6	3383.8	3719.4	13903.7	2.41	24.34	26.75	10.08

グラフ5 総会出席率（平穩型臨時総会平均）



両者の減少率はぴったり符合する。近年の臨時総会は、事案の如何を問わず、本人出席率はかつての3分の2ほどになっているのである。白熱型と平穩型とで大きな食い違いを見せるのは委任状出席率であり、白熱型では近年は以前より10%以上も上がっているのに対して、そうした事態は平穩型の委任状出席率には生じておらず、こちらは先の本人出席率同様やや低下傾向にある。この委任状出席率の白熱型臨時総会での突出は、近年の外弁、広告規制、法曹養成といったテーマが、弁護士会内部の意見対立をかかえたものであり、直接出席が一般的に低下している中、こうした対立案件をめぐる臨時総会においてのみ、いわゆる委任状獲得競争が生じていることを示しているものと考えて間違いないであろう。

臨時総会においては、確かに重要案件を扱った事案において直接の参加者の比率が過去に比べてかなり減少している。近年はたとえ弁護士職の将来を決するような重要な臨時総会であっても、もはや6、70年代に見られたほどの弁護士の直接の結集は実現していない。しかしそれは必ずしもそうした白熱型総会に限った現象ではなく、事案のいかんを問わないのである。だから

とって過去と現在の白熱型臨時総会の重要事案の内容の変化が、こうした全般的な参加率の低下に何らかのかたちで寄与している可能性が否定されるものではないが、少なくともそうした変化だけで、こうした臨時総会一般に対する出席率の変化を説明しつくせるかどうかはかなり疑問というべきではなかろうか。ここにはもっと一般的な要因（例えば臨時総会それ自体への参加意欲がそもそも減退しているといったような）も十分考えられうるようにも思われる。

以上でとりあえずデータの検討は終えることとする。本来ならばこれまでの議論の妥当性を検証するためにも、実際の個々の総会のありようを総会報告や議事録等に即して子細に見ていく必要があるが、先述のとおりそれについては他日を期さざるをえない。

五 暫定的結論

以上の検討を要約しよう。総会全体で見ると直接参加率の低下とそれに対応したような間接参加の増加が見られ、総出席率はあまり変化しないまま参加形態の間接化が進んでいるように思われた。しかし定期総会と臨時総会とは様相に差異があり、前者においては直接参加の低下は70年代以降ほとんど見られず、間接参加の度合いは近年は過去より高い。また参加率の揺れの幅が近年では小さくなっている。他方臨時総会では6、70年代に比べて80年代以降白熱型・平穩型を問わず直接参加率の低下がはっきり出ているが、委任状参加率だけは白熱型総会で大きく伸びている。またすべての検討を通じて本人出席一人当たりの委任状数は増えている。以上一言でいえば定期総会のほうはそれほど問題が深刻化しているようには見えないが、臨時総会については会員離れが進んでいるといえ、また定期・臨時を通じて間接化の傾向は否定できないというあたりであろうか。

こうした観察結果からどのようなことを読みとったらよいのであろうか。こうした状況は日弁連の会員凝集力の低下や無関心層の増大と関係があるといえるのであろうか。であるならばどうしてそれが一律の参加率の低下に単純につながらないのであろうか。この点いろいろな理解が可能であろうし、

また本稿で試みたのとは別の角度で分析すれば、別の数字や傾向がでてくることも大いに考えられうる。であるからここでは暫定的で試論的なものであることを断った上で、あえて筆者なりの解釈を呈示し、それに基づいた提言を示しておきたい。

本稿で区別した定期総会と臨時総会の二種の総会はかなりその性質や機能を異にしているといえる。定期総会はいわば日弁連が組織をあげて準備する年に一度の恒例行事であり、期日も例年5月と前もって決まっており、参加の予定も立てやすい。事案も年間の日弁連会務に関する、ルーティンであれ不可欠の取り決めが必ず含まれる。総会の後などには感謝・表彰式、懇親会、観光等といった儀式や親睦行事が入ることが普通であり、開催地も東京とそれ以外とで一年ごとに交代する。他方必要に応じて開かれる臨時総会は不定期であり、個別特定の 이슈に関する事案の処理だけのために召集される。臨時総会においては懇親会等のセレモニーは普通はなく、開催地も東京のみである。

以上に見たような出席率等の位相のずれ、すなわち定期総会の出席率の経年変化はとりあえずそれほど危惧すべきものとは思われないのに対し、臨時総会の場合はその事案の如何に関わらず直接出席率の低下が顕著であることには、こうした総会の性質の差異が寄与しているとは考えられないであろうか。すなわち仮に一般的な参加意欲の減退が生じていたり、論じられる議案に対して会員の多くが以前ほどの情熱をもちえなくなっていたりした場合、その影響はまず、より事務的かつ不定期開催である臨時総会にあらわれてくると予想され、これまでのデータはまさにそうした事態が進行していることを実証していると解釈するのである。逆に言えば定期総会にはそうした状況にも関わらずまだ会員の出席を維持し続けるなんらかのメリットや特質があるために、とりあえずまだ問題が顕在化していないといえるのではなかろうか。

また定期総会において、近年出席率の変動が小さくなっていることをみた。これは以前は定期総会への参加が、臨時総会と類似の性質、すなわち事案の内容如何にアドホックに左右されやすい性質を有していたのに対し、最近はその性質が薄くなっていることを示すものであろう。これは定期総

会で論じられる内容が以前より平均化しており、なおかつそれが常に一定の会員を引きつけ続けているというふうにも解釈しえようが、むしろ近年は日弁連の組織的基盤が整備されてきており、こうした定例の組織的行事に対して常に一定の参加者を確保できるような体制にあることを示していると考えられるほうが説得的ではなかろうか。ちなみに定期総会への近年の委任状参加率が平均的に上がっており、また特に白熱型の臨時総会で委任状集めが功を奏しているのも、こうした動員機構がうまく機能していることを示していると考えられるであろう¹⁸⁾。

次に本稿のそもそもの問題設定にもどりたい。結局こうした総会参加のありようの変動から、日弁連と個人会員との距離は広がっていると考えてよいのであろうか。すなわち会務に対する無関心層は増えているといえるのであろうか。日弁連の会員に対する凝集力は一般的に低下しているといえるのであろうか。

出席率などというものはごく一面的な指標にすぎず、限られたデータをあまりに深読みすべきでないことを再確認した上でいえば、本稿でみた総会出席率の過去から近年における変動には、会員の総会離れを促す遠心力と、同時にその顕在化を防ぐような逆の求心力とが同時に働いているように思われる。仮にその遠心力が会務に対する何らかの意味における無関心化の進行であり、求心力とは日弁連の組織力・動員力の強化であるとすれば、現状はこの二つの力の危うい均衡・拮抗状態の上にあるものといえ、先の問いに対する答えは肯定であり同時に否定でもあるというアンビバレントなものとなりうる。とりあえず重大な会員離れがはっきりと生じているとまではいえないものの、この先二つの力の均衡が崩れてこれが徐々にもしくは一気に顕在化してくることは十分ありうる、ということかもしれない。弁護士人口の増加は、一方で弁護士団体の組織力の強化につながりうるとともに、他方で無関心層の増大をも招きかねないとする、この先もこのジレンマはますます緊張の度合いを強めていくことが考えられる。本稿で示されたのは、こうしたジレンマが将来的に発生が予想される潜在的問題なのではなく、実はもうすでに現実の組織運営の中に胚胎されてあるものだ、ということなのかもしれない。もしかしたら現在は、日弁連がこの問題に適切に対処することで、新

しい時代と状況とに適応し、いっそう社会的役割と影響力とを高めていく体制が作られるというシナリオと、対応を誤って組織的危機を迎えるというシナリオとの岐路にあるのかもしれない。しかしいうまでもなく、そこまでの推察の真偽のほどは本稿のデータからだけではわからない。

六 おすび

日本の弁護士及び弁護士団体は変革の渦中にある。この先の弁護士人口増は必然であるし、それに伴う機構改革も不可避であろう。日弁連内部の路線をめぐる現在の対立も、場合によっては日弁連の将来を大きく左右するようなものに展開していくかもしれない。本稿での分析は、こうした将来に向けての具体的な指針となるものではないが、各種政策を選択するにあたっての考慮要因のひとつにいくばくかの光を当てるものとはいえるかもしれない。例えば対外的交渉力の強化と内部的意思決定の迅速化・合理化を推進するあまり、機構の中央集権化と間接民主制化をあまりに拙速に押し進めることは、他方で日弁連と会員との距離を広げ、本稿でみた限りでは現在とりあえずまだつなぎとめられているようにも思われる彼らからの一定の支持を一気に失い、組織の正統性を掘り崩す危険もある¹⁹⁾。総会の参加率のありようとその変遷の背後に、会員の日弁連に対する一般的帰属意識のごときものが想定できるとするならば、そうした意識を尊重し、ある意味で「利用」さえするような方向で、組織改革を考えていく必要があるのかもしれない。

本稿でかいま見られたようなものを含め、必ずしも常に明示的に表明されるとは限らない、会員の行動パターンとその背後にある意識をもふまえながら政策決定を行っていく感受性を組織として持ちうるかどうか。これからの日弁連の命運を決する鍵のひとつは、案外こんなところにもひそんでいるのではなかろうか。

- 1) 司法試験合格者増にかかわる1994年12月臨時総会の第一号事案に対する反対票は3675票で有効票の40%、同種事案を扱った1995年11月の臨時総会の場合は3639票、38%、司法修習期間短縮に関わる1997年10月の臨時総会では

3903票、34%であった。日弁連総会の採決でこれほど多くの反対票が出たことは他に例がない。

- 2) なかんづく、戦前の弁護士及び弁護士会に関する、大野正男「職業史としての弁護士及び弁護士会の歴史」大野編『講座現代の弁護士2 弁護士の団体』（日本評論社、1970年）1—122頁と、その戦後版ともいべき小山稔「戦後弁護士論序説」宮川光治・那須弘平・小山稔・久保利英明編『変革の中の弁護士(上)』（有斐閣、1992年）39—105頁をあげておきたい。
- 3) 司法試験改革問題を素材に弁護士会内部の意思形成過程を取り上げたものとして、上石圭一「対政府交渉に関する弁護士会の意思形成過程における弁護士パースペクティブの変容」六甲台論集（法学政治学編）第42巻第1号（1995年）1—32頁。また弁護士の業務形態などはこれまで非政治的文脈で語られることが多かったが、たとえばかつて地方開業や事務所の共同化に革新系弁護士団体の働きかけがあったことや、また近年も弁護士過疎地域の解消などのために組織的な対応が試みられていることから察せられるように、こうした問題さえも組織政治学的に語ることが可能であろうし、また必要でもあろう。参照、原後山治・馬場英彦「任意的法曹団体——その理念と現実」大野編・前掲注2)書411頁、儀同保・中村巖「共同法律事務所の実態と展望」大野編『講座現代の弁護士3 弁護士の業務・経営』（日本評論社、1970年）195—206頁。海外における弁護士会のポリティックスの実証研究としては、シカゴ弁護士会を対象とした、Terrence C. Halliday, *Beyond Monopoly* (University of Chicago Press, 1987) がある。
- 4) 現代社会における法と法律家の機能について、このような観点も押さえつつ理論と実証の両面から包括的にとらえようとする意欲的な仕事が濱野亮によって続けられている。参照、濱野「経済社会における弁護士の基本的機能」立教法学44号（1996年）109—155頁。同「日本の経済社会の法化」同48号（1998年）53—108頁。ちなみに6、70年代に弁護士会が抱えたイシューと近年のそれとの間では、「法」の語られ方にかなりの相違（例えばそれが政治領域から自律的に語られる度合いが高まっているなど）が生じているとはいえないであろうか。
- 5) そうした問題意識から弁護士を見る法社会学的作業として、Roger Cotterrell, *The Sociology of Law -An Introduction-* (2nd ed.) (Butterworths, 1992) pp.179-204. なお、こうした視点はコトレルの法社会学的視角

のひとつの主要な基調をなしているようにも思われる。同、*Politics of Jurisprudence* (Butterworths,1989) 参照。

- 6) 他にも会員に対する意識調査を実施したり、各種会務や公益活動に関与している会員の多寡、会長選挙等のありようや投票率、司法シンポ・人権擁護大会等総会以外の年次行事への参加態様の変遷などをみることも手がかりになりそうであるが、本稿では扱わない。
- 7) 弁護士法第37条、第50条。
- 8) これまで、全国組織の総会のあり方としての妥当性、その形式主義や時間の制約、他方で議決の拘束力のゆえに執行部の臨機応変な対応が阻害されること等がいわれてきている。人口増の中、この先も総会の意義については議論が続くと思われる。多くて年数回の直接民主制的制度では実質的審議を行うといっても限界があろうが、本稿で論ずるような象徴的機能にも無視できない重要性があり、過度の合理化も問題を残すかもしれない。
- 9) 筆者は97年10月の司法修習期間短縮をめぐる臨時総会を傍聴した。本稿におけるインスピレーションのいくばくはこの経験に根ざすものであり、傍聴を許可していただいた日弁連会員諸氏に謝意を表したい。
- 10) 日弁連総会では個人会員の他、各単位弁護士会も議決権を有するため、このほか弁護士会出席数というものもあるが、これは除外している。これらのデータは第一次的には「自由と正義」誌における総会報告を過去に遡って集めたが、部分的に不正確なところや欠けているところがあったので、日弁連本部に保管されている総会議事録にあたって補った。また登録会員数については、1991年まではジュリスト増刊『データムック民事訴訟』(1993年) 178頁を用い、それ以降については「自由と正義」掲載の数字を用いた。
- 11) なおこの他に、1949年に日弁連設立のための設立総会と第一回の臨時総会が開催されている。また70年代の定期総会数が11回となっているのは、いわゆる弁護士抜き裁判法案の対応が焦点となった79年の総会において、予定時間内に議事が消化しきれず後日継続会を行ったためである。
- 12) この10年ごとの平均値の算出のためには、各総会の出席率を平均する方法と、まず出席数や弁護士総数といった実数の10年分の平均値をとり、そこから改めて平均出席率等の数値を算出する方法とが考えられる。前者のほうが異常値に左右される可能性が高くなると思われ、本稿では後者の方法を採用した。

- 13) 小山・前掲注2) 60—71頁。宮川光治「戦後の司法——その問題点と改革の視点」東京弁護士会編『司法改革の展望』(有斐閣、1982年) 91—96頁。「長老支配」とも批判されるこうした体制から、60年代以降日弁連はいくつかの条件の下で「会内民主化」のかけ声のもと脱却していくとともに、現在に至る組織的特質を獲得していく。現在の日本の弁護士及び弁護士集団のありようの様々な問題を論ずる前提として、こうした戦後の組織的軌跡の全体的評価が求められているようにも思われる。
- 14) 60年代の日弁連の主要課題のひとつがこの機構改革問題であった。59年開催の臨時総会の議案が日弁連会長等の直接選挙制であり、白熱した臨時総会のさきがけとなったことは象徴的である。ちなみに機構改革がまがりなりにも一定進んだ背景には、臨司問題での日弁連の敗北を機に、それまで指導的立場にあった長老たちが力を失い、それまでの協調路線に終止符が打たれたことがあったとされる。戦後の対決路線への転換は、会の近代化の推進力ともなったのであった。小山・前掲注2) 62—71頁。
- 15) 委任状出席率が30%以上だったものを具体的に挙げると、法廷秩序維持法の廃止決議案をめぐる62年(39.3%)、沖繩復帰や再任拒否等が論じられた72年(32.5%)、弁護士抜き法案に関する三者協議結果の具体化をめぐる紛糾した79年(43.7%)およびその継続会(36.6%)、弁護士広告問題を扱った85年(32.5%)、各種規程の改定を行った89年(35.8%)、司法改革宣言を決議した91年(30.0%)である。
- 16) ちなみに総会全体や臨時総会に関してはこうした傾向性は見られないように思われた。
- 17) ちなみに白熱型の総出席率はここの一覧で見られるとおりすべて40%を越えており、逆に平穏型でこれを越えるものはひとつもない。
- 18) なお仮に近年日弁連の組織力・動員力があがっているという仮説が事実であるとしても、それをその「官僚機構化」として否定的にのみ評価すべきではないのではなかろうか。そうした組織的動員が可能になっているとすれば、それは他方でそうした組織の一般的な意義と正統性が、一定の割合の会員によって承認され続けていることの反面でもあろうからである。
- 19) 最近も機構改革の提案は続いている。例えば椛島裕之は日弁連の「中・長期的展望に基づいた総合的司法政策とそれを実現する運動論、実務的かつ継続的な取り組みの弱さ」を指摘し、会員間の情報伝達の迅速化やシンクタン

クの設定、財政的裏付けの確保等を提唱し、宮澤節生も専門性強化のため現行の委員会制度を専門調査機関に移行させ、さらに「民主的かつ迅速な意思決定」を可能にするため、理事会の執行機関性を強化し、単位会や総会の権限を相当部分を委譲した「弁護士国会」を創設することを提唱する。梶島「司法試験問題の経緯から日弁連を考える」自由と正義1996年7月号74—76頁、宮澤「弁護士職の自己変革による日本社会の変革を求めて」日本弁護士連合会編集委員会編『あたらしい世紀への弁護士像』（有斐閣、1997年）160—161頁。会員間の情報流通の活性化といった課題は、会員の日弁連への帰属意識が低下しているとしたら十分功を奏さない危険があろうし、宮澤案に見られる間接民主制強化の方向も、日弁連活動への会員の参加のチャンネルを狭めることで、彼らの疎外感を強める危険性もあろう。現状の日弁連の意思決定機構に問題があることは否定できないであろうが、他方で地方・中央のレベルの直接参加・影響力保証の機会はなるだけ多くの会員に開いておく必要もあると思われる。それは単に組織内民主主義の問題にとどまらず、制度的には国民代表機関とはいえない日弁連が、市民とともにあるとする議論が説得的であるための基礎条件でもあるようにも思われる。市民と弁護士集団との接点は、究極的には個々の会員の日常的活動の中にあるのだから、会員個人と弁護士組織との間の距離の遠近は、市民と弁護士組織との遠近をも同時に意味するであろうからである。機動的かつ民主的な意思決定の要請というのは現代の民主主義体制一般のかかえるアポリアであるが、機構を整備するとともに、情報公開と構成員の参加ルートの確保とで官僚機構化のマイナス面に手当する、というのがとるべき方向ではないかと思われる。